

議長	副議長	次長	補佐	係長	局員	係

別紙様式（第8条関係）



令和6年3月6日

鹿屋市議会議員
花牟礼 薫 様

鹿屋市議会議員 梶原 正憲



令和5年度鹿屋市議会政務活動費収支報告書

鹿屋市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 収入
政務活動費 240,000 円
- 2 支出 255,868 円

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	115,768	政務調査
研修費	0	
広報費	117,700	議会だより
広聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
会議費	14,000	鹿屋市スポーツ振興議員連盟会費 鹿屋市森林・林業活性化促進議員連盟会費 鹿児島県農業教育新興会会費
資料作成費	0	
資料購入費	8,400	全国農業新聞
人件費	0	
事務所費	0	
計	255,868	

※ 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること

- 3 残額 0 円

項目	合計
調査研究費	115,768円

別紙No()

月	日	品 名	金額	支払先	領収書番号
7	10	政務調査 (令和5年7月6日～8日)	115,768	旅くらぶ21	/
		JA北海道中央会(札幌市役所) 旭川動物園 旭川市役所			
		計	115,768		

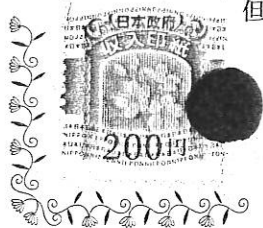
領 収 証

梶 原 正 憲 様

No. _____
2023 年 7 月 10 日

金 額									
			¥	1	1	5,	7	6	8

上記の金額正に領収いたしました
但し 7/6 ~ 7/8 旅費として



有限 旅くらぶ21
会社

代表取締役 池田 幸
〒893-0013 鹿児島県鹿屋市枕
サムシ

TEL (0994) 41-7244
FAX (0994) 41-7248

調 査 研 究 報 告 書

1、調査実施日

令和5年7月6日（木）～7月7日（金）

2、視察研修出席議員（8名）

○政伸クラブ

会派長 岡元 浩一 ・東 秀哉 ・泊 義秋

○政経クラブ

会派長 下本地 隆 ・梶原 正憲 ・西園 美恵子 ・田辺 水哉

○無所属

原田 靖

3、調査場所・調査事項

（1）JA北海道中央会

○市民農園開設の経緯と市民の利用状況等について

○主な農産物と農業形態等について

（2）旭川市議会事務局議会総務課

○女性の活躍推進に係る取組について

○旭山動物園について

4、調査報告

【札幌農業の概要】は以下のとおり

北海道農業の技術供給拠点として、大きな発展を遂げてきた札幌市。都市化により、宅地の需要が増大するにつれ、農地面積の縮小を余儀なくされたものの、新鮮かつ安全、良質な農畜産物を市民に提供する都市型農業として重要な役割を果たしているとのこと。

現在、札幌市では、水稻・果樹・果実・野菜・花き・酪農・養豚・養鶏など、あらゆる農畜産物が生産されています。

JAさっぽろは、都市型農業の優位性を活かし、より消費者に愛される安全・安心な農畜産物の生産と供給に努めています。行政や関係機関との連携プレーで、土づくり、適切な施肥・防除の指導を行い、生産技術向上を図りながら生産性の向上に努め、札幌の農業を守り続けていくとしています。

○市民農園開設の経緯と市民の利用状況等について

【事業の概要】

■市民農園整備促進法によるもの

1.開設主体が地方公共団体・農協・NPO法人・企業等の場合、農地所有者から農地を借り受け、その農地を区切って農園利用者に貸し出す。

2.開設主体が農地所有者（農家）の場合、自ら所有する農地を区切って農園利用者に貸し出す

▼現在の市民農園開設状況と運営について

1.市民農園の開設数は、22農園である。

2.市民農園の1区画面積は、50㎡と100㎡の2区画で整備提供している。

3.市民農園の年間使用料金は、50㎡で10,000円が多い。

4.市民農園全般の管理運営は、JAさっぽろ経済部営農課が担っている。

【取組状況】

▼市民農園の1区画を年間を通し借り受けている一般市民が路地野菜を中心に植付け、収穫までを管理している。野菜作りの作付け方法、肥料などの相談等にアドバイザーとしてJAさっぽろの職員が収穫の時期など総合的に支援アドバイスしている。初心者でも野菜作りなどが出来ますとの事です。

又、市民農園ごとに交流がはかられていて、良き市民の広場として育まれていて利用者も多い。

▼市民農園の場所は市内に22か所整備されており、市民各々近い農園を借りることが出来ていると
のことで、休日には家族づれや3世代で野菜作りなどして笑顔あふれる事業となっている。

【事業の成果】

「市民農園」とは、都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培・高齢者の生きがいづくり、地域交流の場、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園として位置付けされていて、市民に大変な好評を得ている。

【事業の課題】

▼利用時間は、日の出から日没までとしているので、利用時間の見直しを検討する必要があげられている。

▼農園には、農具庫、トイレ、休憩所、給水設備、駐車場等がありますが、経年劣化に伴う老朽化に対応した、修繕・補修等が必要である。

【まとめ】

▼農地を所有していない方が市民農園の開設者となって、利用者から賃貸借料を徴収し、営利目的以外の目的で農作物の栽培の用に供される農園として開設されていて、市民の利用者も多くあらたに数ヶ所の農園を新たに開設する計画を進めていくとしています。

▼都市住民のレクリエーション等の用に供するための適正かつ円滑な農園の整備、公平かつ適切な管理運営などを義務付けた法律のもと、市民農園の運営を図っている。

※農具庫、トイレ、休憩所、駐車場、案内板など附帯施設の設置・維持修繕管理が必要としている。

～主な農産物と農業形態等について～

I 札幌市の農業の概要

1 自然

札幌市は石狩平野の南西部にあって、東西 42.3km、南北 45.4km、市域面積 1,121.26 km²を有しています。

地形的には南西部に位置する緑豊かな山岳部が市域の大半を占め、主な都市活動は、市内を貫流する豊平川によって形成された扇状地及びこれに連なる石狩低地帯、並びに南東の月寒台地、野幌丘陵を中心として展開されています。

2 農業の現況

(1) 農家戸数と経営耕地面積

農林業センサス調査による令和2年の農家戸数は 627 戸であり、平成 22 年の 993 戸と比較すると、約 36%の減少となっています。

また、令和2年度の経営耕地面積は 1,480ha であり、平成 22 年の 2,002ha と比較すると約

26%の減少となっています。

3 農業生産の現状

・札幌市では、北東部の平野部を中心として、清田区、南区の山間丘陵地帯、手稲区の砂質土地帯など、それぞれの立地条件に合わせた農業生産が行われています。

そのため生産品目が多種多様に分かれているのが特徴です。

(1) 園芸

① 野菜

(a) タマネギ

「札幌黄」や改良品種の「さつおう」を作付するなど特色ある品種の生産振興や販路開拓が行われています。

(b) レタス（玉レタス、リーフレタス、サニーレタス）

市内の作付面積は約 54ha で道内でも有数の産地となっています。

(c) ホウレンソウ・コマツナ

ホウレンソウは、主に清田区真栄・有明地区、南区滝野・常盤地区で生産され、「ポーラスター」のブランドで販売されており、札幌市を代表する特産葉物野菜です。市内の作付面積は約 7ha で、生産者は、連作による土壌病害を克服し、品質向上に向けた努力を続けています。

(d) スイカ・カボチャ

手稲区手稲山口地区は、「サッポロスイカ（山口スイカ）」の産地であり、スイカの冷害対策として作付けが始まったのが「みやこカボチャ」です。

② 果樹

主要品目はサクランボとリンゴで、札幌市全体の果樹栽培面積約 28ha のうち、2品目で全体の約 50%を占めています。

③ 花き

花き類の栽培面積は約 10ha です。切花はバラ、スイートピー、ワレモコウなどが栽培されています。

(2) 水稻・畑作

① 水稻

作付品種は良質・良食味米へのニーズが一層高まる傾向にあるなか、「ななつぼし」を主力品種として「ゆめぴりか」、「きたくりん」等が栽培されています。

② 畑作物

市内の作付面積は約85ha です。品種は、秋まき小麦は「きたほなみ」が、春まき小麦は「春よ恋」が主に作付けされています。

(3) 畜産

① 酪農

酪農家は6戸（他に育成専門農家が2戸）で、北区篠路・屯田地区、東区中沼地区、手稲区手稲前田地区などで営農しており、飼養頭数は 698 頭、平均飼養頭数は 87 頭の小・中規模経営が主体となっています。

② 養豚

養豚農家は、南区、西区で2戸（養豚専業は 1 戸）が営農し、総飼養頭数は 799 頭です。

③ 養鶏

養鶏農家（100羽以上飼養）は中央区、清田区、南区、西区などで4戸が営農し、総飼養羽数は5,333羽です。そのうち1,000羽以上飼養する農家は2戸です。

【取組状況】

1 農業振興の基本方針「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」

本市では、平成18年に「さっぽろ都市農業ビジョン」を策定し、「次世代の市民に引き継ぐさっぽろ型農業の確立」を目指して、中核的な農業者の育成や環境保全型農業の実践による新鮮で安全・安心な農産物の提供、幅広い市民を対象とした食農教育に取り組んできました。

2 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」の実現に向けた取り組み

「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」は、概ね10年後を見据え、前計画と同様に、地産地消を基本とした持続的農業の推進や都市農業に対する市民意識の向上の観点を踏まえつつ、担い手への支援や新規就農者の育成、確保に加え、企業や市民の農業参入など多様な担い手の確保や、女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくりを促進することにより生産現場の喫緊の課題に積極的に対応するとともに、農地のもつ多面的な機能を最大限に発揮できるよう、地域の実状に応じた農地の保全と活用を重要な視点として、さっぽろの農業を持続的に発展させていきます。

取組の指針	主な施策
多様な農業の担い手の育成・確保	○中核的な担い手のさらなる経営の安定強化 ○小規模経営農業者の持続的営農の確保 ○新規就農者の育成・確保 ○多様な担い手の農業参入の促進 ○女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくり
農地の保全と活用	○農地の利用集積、集約の促進 ○遊休農地の利活用の促進 ○市街化区域内及び周辺農地の活用
農業経営の安定強化 (生産力と販売の強化)	○特色ある農産物の生産振興 ○安全・安心向上の取り組みや環境保全型農業の推進 ○地産地消による流通拡大支援
地区ごとの農業の個性を生かした 多様な取組の推進	○地域の特性を生かした農業の推進
市民の農業に対する理解促進	○市民の農的体験活動の推進 ○市民と農業者の交流機会の創出 ○農業者、関係機関、消費者の相互理解の促進

【事業の成果】

・農業経営の安定強化

① 令和5年度試験栽培調査等の概要

市内の基幹作物である野菜の振興を目的とした栽培試験や、茎頂培養によるイチゴ（サトホロ）苗の増殖などを行います。希望する農業者の圃場については土壌診断を実施。

② 土壌診断

札幌市内の農業者を対象に、畑の土壌の化学性（栄養の過不足や保肥力の大小等）を分析し、作物別に適切な施肥設計を行う土壌診断を実施しています。

③ さっぽろとれたてっこ制度

さっぽろとれたてっこ制度は、札幌の農業者が生産する農産物を対象とした産地表示制度で、地域ブランドを目指すものです。

④ 環境保全型農業の推進

土づくりを基本に、化学肥料低減栽培技術による、持続性の高い農業生産を実践する生産者の育成・拡大を図ります。

⑤ 畜産の振興

■畜産の振興に関する事業

・共進会等への助成

市内生産者及び関係団体が参加する各種共進会や、名称に市の名前を冠した競馬競走等に対し市長賞を贈呈し、畜産の振興活動を推進しています。

■家畜防疫事業

・検査・巡回指導等

日本の周辺諸国においては、アフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が発生し国とから、畜産農家の日常の家畜飼養における伝染病防疫対策の重要性がますます高内でも高病原性鳥インフルエンザや豚熱が多発していることから、畜産農家の日常の家畜飼養における伝染病防疫対策の重要性がますます高まっています。

■畜舎環境改善の推進事業

・畜舎衛生対策事業

畜舎等を発生源とする悪臭やハエ等の苦情は、畜舎の市街化区域外への移転や廃業により減少傾向にあります。

札幌市では、道（石狩振興局）との連携のもと、堆肥の適正な管理や利用について、畜産農家への指導・助言を行っています。

⑥ 鳥獣被害防止対策事業

■鳥獣被害防止対策事業（補助制度）

昨年まで札幌市農業基盤整備事業として実施していた電気柵設置に対する補助制度を見直し、新たに札幌市鳥獣被害防止対策事業として補助制度を定めました。

■捕獲したアライグマ等の処理事業（委託事業）

農業被害防止のため捕獲されたアライグマを適正に処理することにより、農業被害の低減を図ります

■関係団体との共同事業

札幌市農業振興協議会鳥獣対策専門部会の事業として、有害鳥獣捕獲用の罠等の貸出や国の補助金を活用した鳥獣被害防止対策事業を実施しています。

【事業の課題】

・地区ごとの農業の個性を生かした多様な取組の推進

① 農業交流関連施設認定制度

販路確保や6次産業化の推進と、都市と農業の交流促進のため、農畜産物直売所等の計画を農業交流関連施設として認定することで、都市計画法に規定された市街化調整区域における立地が認められる

制度です。

② 里山活性化推進事業

森林経営管理法の施行及び森林環境譲与税の創設を契機に、里山の特性を活かした、森林と農地の一体的な保全・活用策を検討、実施し、地域主体による里山の活性化を図ります。

【まとめ】

- ▼市民の農業に対する理解促進を図るため、札幌市農業体験交流施設（さとらんど）での取り組みでは市民の農的活動を促すための学習や研修のほか、地域の食文化を学ぶ機会を提供していく計画です。また、「札幌市農業体験交流施設（さとらんど）」を拠点として、農業体験や農業者との交流など、市民の農業を理解する機会を増やしますとしています。
- ▼そして、イベントなどの催しを通じて、札幌市の農業や食への関心を高める取組を進めていく。
- ▼市民向けに、農業情報誌を通して農業に関する各種情報を掲載した「北の大地」を発行し、市内農業者などに情報提供を行っていくとしていくとしています。
- ▼北海道の農業は、畑作の路地野菜、作物等は冬季の期間約6ヶ月間は積雪の影響を受ける為、耕作する作物が限られている現状がある。主な作物は麦、米、飼料などがある。一方でハウス作物、ピーマン、いちご、レタスなどの作付が進んでいる。
- ▼畜産についても、酪農から和牛の生産、肥育へ転換する農家が増加する傾向にある所です。
- ▼豚、鶏の生産農家は、農家戸数や生産量などの変動は今のところ変化はみられないが、生産単価、販売価格は高騰してきているとしている。

【調査報告その2】は以下のとおり

～旭川市の「女性の活躍推進！」に係る取組について～

【組織の概要】

▽女性活躍推進課を新たに設けている。

①妊産婦等の健診・サポート等に関すること

- ・助産施設

②ひとり親家庭の支援

- ・母子生活支援施設

③相談窓口

- ・女性のための相談窓口「ハートつながるプロジェクト」
- ・女性相談室・配偶者暴力相談支援センター

④市民参加の推進

- ・市民参加の取組予定
- ・市民参加のまちづくり

▽男女共同参画の推進

- ・女性活躍関連イベント紹介
- ・男女共同参画の推進
- ・女性の職業生活における活躍の推進

【取組状況】

①妊産婦等の健診・サポート等に関すること

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産が受けられない場合に、助産施設に入所して助産を受けることができます。

- ・旭川厚生助産施設
- ・旭川赤十字助産施設
- ・市立旭川病院助産施設

②母子生活支援施設

・18歳未満の児童を扶養している母子世帯等の方が、生活、住居などで特に支援を必要とする場合に入所できる施設です。

③女性のための相談窓口「ハートつながるプロジェクト」が創設されている。

- ・仕事が見つからない、収入が減少して生活費がやりくりできない。
- ・子どもの不登校や発達が気になる。
- ・配偶者やパートナーからの暴力を受けている。
- ・親から適切な養育をうけられていない。
- ・不安やストレスなど心の問題に向き合えない など。
- ・女性が抱える日常生活の問題やDVについて相談をお受けします。
- ・パートナーからの暴力に関する相談をお受けします。

【事業の成果】

～市民参加の方法として、主に次のようなものがある～

①意見提出手続が設けてある

施策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する市民からの意見の提出を受ける方法です。

なお、市の機関は、提出された意見や意見に対する市の考え方を公表しています。

②委員会を設置して、市民への対応を協議している

一定の委員（メンバー）で構成する機関に、施策に対する意見を求めたり、専門的見地からの判断や考え方を求める方法で、附属機関や懇談会等がこれにあたります。

③市民会議を開催している

（不特定）多数の市民や関係者（団体、学識経験者、行政等）が一堂に会し、課題とされるテーマに関して問題提起や意見交換をしつつ、課題の解決や取組の方向性などについて協議する方法です。

④アンケートの実施を継続している

目的に応じて無作為若しくは任意の市民や世帯を抽出し、市民の意識を調査したり、市民意思の傾向を把握する方法です。

⑤ワークショップの開催

市民や専門家など、参加者全員が同じ土俵で平等かつ自由に意見を出したり作業したりしながら、あるテーマについて考え、相互理解や合意形成を図る方法です。

【事業の課題】

～計画策定の推進をするために～

（１）計画の推進状況の管理・公表

本計画に基づく各施策を計画的に推進するため、年次報告書を作成し、毎年進捗状況を的確に把握・評価するとともに、その内容を公表します。

（２）旭川市男女共同参画審議会の機能活用

男女共同参画の推進について幅広い視点からの意見や専門的意見を市の施策に反映させるため、「旭川市男女共同参画審議会」において、男女共同参画の推進に関する基本的かつ重要な事項について、調査・審議を行い、審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

（３）庁内における推進体制

計画に基づく各施策の推進においては、市役所内において関係部局が連携しながら組織横断的に取組を進めることが必要であることから、庁内組織の「旭川市男女共同参画推進本部」で庁内情報の共有化と連携を強化するとともに、計画に基づいた事業の推進状況の把握を行うなど、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。

【まとめ】

▼第２次あさひかわ男女共同参画基本計画概要版として以下について今後の課題として捉えている。

①これまでの取組等と第２次あさひかわ男女共同参画基本計画については

・旭川市では、市民が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、誰もがその利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指す。

②SDGs との関係については

・SDGs の各ゴールは相互に関連しており、ジェンダー平等の実現に向けては、関連する他のゴールについても実現していく必要があります。本計画の各基本目標についても相互に関連しており、包括的に推進することで、目標像である男女共同参画社会の実現を目指していくとしている。

～旭山動物園について～

旭山動物園の理念～「伝えるのは、命」としている！

動物園で、ありのままの動物たちの生活や行動、しぐさの中に「凄さ、美しさ、尊さ」を見つけ、「たくさんの命あふれる空間の居心地の良さ」を感じてほしい。家畜・ペット種との触れ合いを通じて「命の温もり、命の尊さ」を感じてほしい。そして、野生動物の保護や環境問題を考えるとき、動物たちは私たちと対等な生き物なんだと思うきっかけになれる、そのような動物園でありたいと思っています。

本園の理念である「伝えるのは、命」という言葉には、このような思いが込められています。

▼旭山動物園の特徴

⇒行動展示

旭山動物園には珍しい動物はいません。動物園に当たり前にいる動物や北海道に身近にいる動物です。全ての動物にはそれぞれ本来持つ素晴らしさがあります。本園ではその特徴的な能力や行動、感性を発揮できる環境を作り、それを見せる展示方法を目指しています。こうした展示方法がいつしか「行動展示」と呼ばれるようになりました。

⇒展示施設

飼育動物にとって居心地が良く、それぞれが本来持っている能力や行動、感性を引き出すことを主眼に考えて施設の設計・建築をしています。珍しさではない全ての動物を平等に、人と動物が近く同じ空間にいる居心地の良さを感じられるヨーロッパの動物園らしさと傾斜地に立地する旭山の特性を生かし、限られた空間を有効活用する日本の動物園らしさを融合した新たな価値観を生み出した展示施設と各分野から高い評価をいただいています。

※廃園危機から日本一へ

市民とともに歩み、市民のためにと始まった旭山動物園は、珍しい動物が喜ばれる時代、遊具ブームの時代等、時代の流れとともに様々な取組を行ってきました。遊具ブームも落ち着いた1994年には園内でエキノコックスが発生し、年度途中で一時閉園となりました。それに続き、1996年には来園数も当時全盛の約60万人（1983年）の半分以下の26万人まで減り、廃園の噂も流れました。

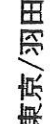
1997年からは14枚のスケッチに描いた施設が現実となっていくことになります。その後、入園者数は回復し、2003年に北海道で一番の入園者数、2004年には、月間（7・8月）で日本一の入園者となり、2007年・2008年には年間入園者数300万人を突破しました。

⇒300万人から10年以上が過ぎた現在でも、市民の皆様のほか、市外や外国の方を合わせて毎年140万人前後のお客様にお越しいただいています。来ていただき、支えていただいている皆様のおかげで、地方動物園のひとつだった旭山動物園の取り組みにも大きな注目をしていただけるようになりました。旭山動物園ではいつの時代も動物園として伝えられることは何かを考えてきました。

⇒今後とも旭山動物園らしさを追求し、動物の「凄さ、美しさ、尊さ」、北海道の身近な野生動物と人の関わり、そして地球全体の環境保全を感じてもらえるよう展示方法、ガイド、教育活動等、様々な分野で活動していきます。旭山動物園は歩み続けていきますとしています。

鹿屋市議会 《会派：視察研修行程》

旅行期間 2023年7月6日（木）～7月8日（土）2泊3日 【参加議員 8名（政伸クラブ3名、政経クラブ4名、無党派1名）】

日程	行程										宿泊先
7/6 木	自家用車 	JAL640 	鹿児島空港	羽田空港 	11:20到着 ⇒乗継9:45出発	※ジャンボタクシー 札幌千歳空港 	<昼食> 	JA北海道中央会 農政対策部 15:00～16:10 	ホテル 	16:20着	<札幌市内> ベッセルホテル カンパーナすすきの
7/7 金	※ジャンボタクシー ホテル(札幌市内) 	旭山動物園視察 10:40～12:20 	<昼食> 天金本店 	旭川市役所行政視察 14:00～15:10 	ホテル 	16:10着	<旭川市内> ワイズホテル 旭川駅前				
7/8 土	※ジャンボタクシー ホテル(旭川市内) 	JAL552 	旭川空港	東京/羽田空港 	JAL649 	自家用車移動 	鹿児島空港 15:10到着	鹿屋市役所 16:20到着			

項目	合計
広報費	117,700円

別紙No ()

月	日	品 名	金額	支払先	領収書番号
8	30	議会だより (4,000部×8.25円)	36,300	西文社印刷株式会社	2
10	24	議会だより (4,000部×9円)	39,600	西文社印刷株式会社	3
12	28	議会だより (5,000部×7.6円)	41,800	西文社印刷株式会社	4
		計	117,700		

請求書

596-1
令和 5 年 7 月 31 日

鹿屋市議会議員 梶原 正憲 様

¥ 36,300

毎度ありがとうございます。お引合せの上よろしく
お願い致します。
次回のご注文もどうぞ西文社印刷へお願い致します。

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
議会だより	4,000	部		33,000	

SP 西文社印刷株式会社

代表取締役 西ノ原 庄一

本 社 鹿児島県鹿屋市礼元2丁目3808番
TEL (0994) (代) 43-3094 FAX (0994) 43-7172

志布志 鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目16番21号
支 店 TEL (099) 471-1328 FAX (099) 471-1329

※銀行振込口座

西文社印刷株式会社
代表取締役 西ノ原 庄一

小 計	33,000	
消費税額	3,300	
合 計 (税込み)	36,300	

領 収 証

0032561

鹿屋市議会議員 梶原 正憲 様

一 金 4 3 6 3 0 0

但 議会だより
上記金額正に領収いたしました

現 金	✓	クレジット	
小 切 手		電子決済	
手 形		相 殺	
振 込			

SP 西文社印刷株式会社

代表取締役 西ノ原 庄一

本 社 鹿屋市礼元2丁目3808番

〒893-0013 TEL (0994) (代) 43-3094

FAX (0994) 43-7172

志布志支店 志布志市志布志町志布志2丁目16番21号

〒899-7103 TEL (099) 471-1328

FAX (099) 471-1329

登録番号 T5340001014332

収 入
印 紙

取扱者印

※ 社印・取扱者印のないもの、並びに金額訂正は複写記入でないものは無効です。

請求書

301-1
令和 5 年 10 月 18 日

鹿屋市議会議員 梶原 正憲 様

¥ 39,600

毎度ありがとうございます。お引合せの上よろしく
お願い致します。
次回のご注文もどうぞ西文社印刷へお願い致します。

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
議会だより (10月号)	4,000	部	9.00	36,000	B4 2P 4/4

SP 西文社印刷株式会社

代表取締役 西ノ原 庄一

本 社 鹿児島県鹿屋市礼元2丁目3808-6

TEL (0994) (代) 43-3094 FAX (0994) 43-7172

志布志 鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目16番21号

支 店 TEL (099) 471-1328 FAX (099) 471-1329

※銀行振込口座

西文社印刷株式会社
代表取締役 西ノ原 庄一

小 計	36,000	課税対象額
消費税額	3,600	10%
合 計 (税込み)	39,600	10%対応

登録番号 T5340001014332

領 収 証

鹿屋市議会議員
梶原 正憲 様

0032830

R 5 年 10 月 24 日

金 額	¥	39,600
-----	---	--------

但 議会だより
上記金額正に領収いたしました

現 金	0	クレジット	
小 切 手		電子決済	
手 形		相 殺	
振 込			

SP 西文社印刷株式会社

代表取締役 西ノ原 庄一

本 社 鹿屋市礼元2丁目3808-6

〒893-0013 TEL (0994) (代) 43-3094

FAX (0994) 43-7172

志布志支店 志布志市志布志町志布志2丁目16番21号

〒899-7103 TEL (099) 471-1328

FAX (099) 471-1329

登録番号 T5340001014332

収 入
印 紙

取扱者印

※ 社印・取扱者印のないもの、並びに金額訂正は複写記入でないものは無効です。

請求書

795-1

令和 5年 1月 27日

鹿屋市議会議員 梶原 正憲 様

¥ 41,800

毎度ありがとうございます。お引合せの上よろしく
お願い致します。

次回のご注文もどうぞ西文社印刷へお願い致します。

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
議会だより (1月号)	5,000	部	7.60	38,000	B4 4/4
小 計				38,000	課税対象額
消費税額				3,800	10%
合 計 (税込み)				41,800	10%対応

西文社印刷株式会社

代表取締役 西ノ原 庄一

本 社 鹿児島県鹿屋市礼元2丁目3808-16

TEL (0994) 43-3094 FAX (0994) 43-7172

志布志 鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目16番21号

支 店 TEL (099) 471-1328 FAX (099) 471-1329

※銀行振込口座

西文社印刷株式会社
代表取締役 西ノ原 庄一

登録番号 T5340001014332

領 収 証

鹿屋市議会議員
梶原 正憲 様

0033186

R5 年 12 月 28 日

一 金 44,800

但 領金
上記金額正に領収いたしました

現 金	0	クレジット	
小 切 手		電子決済	
手 形		相 殺	
振 込			

西文社印刷株式会社

代表取締役 西ノ原 庄一

本 社 鹿児島市礼元2丁目3808-16

〒893-0013 TEL (0994) (代) 43-3094

FAX (0994) 43-7172

志布志支店 志布志市志布志町志布志2丁目16番21号

〒899-7103 TEL (099) 471-1328

FAX (099) 471-1329

登録番号 T5340001014332

収 入
印 紙

取扱者印

※ 社印・取扱者印のないもの、並びに金額訂正は複写記入でないものは無効です。

項目	合計
会議費	14,000円

別紙No()

月	日	品 名	金額	支払先	領収書番号
6	30	鹿屋市スポーツ振興議員連盟会費	6,000	鹿屋市スポーツ振興議員連盟	5
6	30	鹿屋市森林・林業活性化促進議員連盟会費	6,000	鹿屋市森林・林業活性化促進議員連盟	6
10	1	鹿児島県農業教育新興会会費	2,000	鹿児島県農業教育新興会	7
		計	14,000		

5

領 収 書

令和 5 年 6 月 30 日

梶原 正憲 様

¥6,000-

但し 令和 5 年 会費納入費として
上記正に領収いたしました。

鹿屋市スポーツ振興会連盟
会長 岩松近俊

6

領 収 書

令和 5 年 6 月 30 日

梶原 正憲 様

¥ 6, 0 0 0 円也

但 令和 5 年度 会費として
上記正に領収いたしました。

鹿屋市森林・林業活性化促進議員連盟
会長 伊野 幸

7

領 収 書

No. 16
令和 5 年 10 月 1 日

鹿屋市議会議員

梶原 正憲 様

¥ 2, 0 0 0 円

但し、鹿児島県農業教育新興会会費として
上記正に領収致しました

鹿児島県農業教育新興会

項目	合計
資料購入費	8,400円

別紙No()

月	日	品 名	金額	支払先	領収書番号
3	26	全国農業新聞 (R5.4~R6.3)	8,400	鹿屋市農業委員会	
		計	8,400		

領 収 書

令和6年3月26日

梶原 正憲 様

一金 8,400 円也

但し、全国農業新聞購読料(令和5年4月～令和6年3月分)
として上記正に領収いたしました。

全国農業新聞取扱者
鹿屋市農業委員会事務局
振興係